

令和4年度 岐阜県教科用図書選定審議会 会議録

日時：令和4年5月13日（金）午後1時30分～午後3時30分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ このたびは、令和4年度岐阜県教科用図書選定審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
- ・ この審議会は、法令に基づいて、県教育委員会が毎年設置する教科書採択に係る諮問機関でございます。教科書の採択権者である市町村教育委員会に対して、県教育委員会が指導、助言又は援助を行うに当たり、御意見をお聞きするために選定審議会を開き、皆様方にお集まりいただきました。
- ・ 色々な副教材がございますが、その中で教科書は学習の主たる教材であり、子どもたちの学力の育成に極めて大事なものだと考えております。そのため、教科書の採択は、当然のことながら、公正に行われる必要があります。
- ・ 採択に当たっては、これまでの慣例にとらわれることなく、各採択権者それぞれが、教育指導の方針、地域の児童生徒の学力や学習状況などを踏まえて採択していくことが非常に重要だと思っております。
- ・ さらには、教科書に対する世間の関心は非常に高いという現状があります。例えば、県議会でも、この教科書採択については、たびたび質問がなされ、鋭い御意見もいただいております。各採択地区や市町村教育委員会におかれましては、これまでも教科書採択に関する情報を積極的に公表していただいておりますが、採択の理由や協議のプロセスを明確に示していただきたいと思っております。
- ・ 今日お集まりの皆様からは忌憚のない御意見をいただき、子どもたちにとって本当によりよい教材が選ばれますことをお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
 - ・ 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和4年8月31日まで）
 - ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。

○ 採択事務・日程等の説明

- ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
- ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行う。

○ 議事内容の説明

・ 審議事項：次の2点

- (1) 県教育委員会諮問事項：令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
- (2) 令和5年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）について

5 令和4年度選定審議会の会長、副会長の決定

○ 会長、副会長の選出

- ・ 会長に、別府 哲 委員。副会長に、岩井 隆司 委員。

※出席した17名全員が同意。

6 議事

(1) 審議事項

① 県教育委員会諮問事項

令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について

【事務局より】

○ 採択基準（案）の説明

- ・ 項目1：基本方針を6点示した。
- ・ 項目2（1）：小・中学校用教科書については、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- ・ 項目2（3）：無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和3年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができる。今年度においては、同6条各号に掲げる特例はないので、（1）の記載通り、令和3年度と同一の教科書を採択することとなる。
- ・ 項目2（4）：学校教育法附則第9条に規定する教科書の採択では、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書を選定することとしている。
- ・ 項目3：採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示している。

【審議】

- 会長：事務局より、採択基準について提案をいただいた。意見や質問を賜る。
- 委員：法律に基づいて行うこと、公正を期することということで、この基準のとおりでよい。
- 会長：採択基準（案）について異論のない方は挙手をお願いしたい。
- 委員：（全員挙手）
- 会長：全員承認ということで、この採択基準を県教育委員会に答申する。

② 審議事項

令和5年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校(小学部・中学部)及び小・中学校特別支援学級用]」(案)について

【事務局より】

- 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の調査研究結果を報告する。特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校、義務教育学校の特別支援学級で採択できる教科用図書は、検定済教科書(検定本)、検定済教科書の下学年適用、文部科学省の著作教科書、絵本などの一般図書である。
 - ・**検定本**：小中学校に「準ずる教育」、つまり「該当学年と同じ」教育を受けている児童生徒のために採択する。また、該当学年の教科書が適当でない場合は、下学年の教科書を使用する。
 - ・**文部科学省著作教科書**：知的障がいのある児童生徒を対象とした、いわゆる「星本」などがこれに当たる。星本は、検定済教科書を使用するのが難しい児童生徒を対象として採択する。
 - ・**一般図書**：いわゆる附則9条本のこと。一般図書について、文部科学省はこれまで「一般図書一覧」を作成していたが、昨年度から作成されないことになった。そのため、令和5年度の「一般図書一覧」については、文部科学省が作成した「令和4年度用一般図書契約予定一覧」(令和4年2月16日事務連絡：文部科学省初等中等教育局教科書課)に掲載されている図書のうち、県内の特別支援学校から追加希望があった12冊を調査研究し、「一般図書選定資料(案)」として取りまとめた。これまでに文部科学省が作成していた「一般図書一覧(文科)」と県独自でこれまでに調査研究を行ったものとの加えた352冊が教科ごとに掲載されており、全て調査研究が完了しているものである。
- 調査の報告の前に、表の一番上の列をご覧いただきたい。横列の中央に「段階」とあり、数字はそれぞれの図書が1～5段階のどこに当てはまるかを示している。「段階」には、特別支援学校学習指導要領の各教科において、小学部の1～3の3つの段階と中学部の1～2段階を加えた、5段階がある。
- それでは、新たに選定した一般図書のうち、2冊の調査研究結果を報告する。
- まず、1冊目は、「ポカポカフレンズ たいこでポン」である。
 - ・特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、小学部「音楽科」では、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として、
 - (1) 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
 - (2) 感じたことを表現することや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら、音や音楽の楽しさを味わって聴くことができるようにする。
 - (3) 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。と、示されている。
 - ・そして、段階ごとに示されている第1段階の内容の一つ、「A 表現」では、
 - ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 音や音楽遊びについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、音や音楽を聴いて、自分なりに表そうとすること。
 - (イ) 表現する音や音楽に気付くこと。
 - (ウ) 思いに合った表現をするために必要な次の㉗から㉙までの技能を身に付けること。
 - ㉗ 音や音楽を感じて体を動かす技能
 - ㉘ 音や音楽を感じて楽器の音を出す技能
 - ㉙ 音や音楽を感じて声を出す技能
- ・本書について、調査項目「1」の(1)「系統性・発展性」、(2)「思考力・判断力・表現力等」について述べる。
- ・この図書は、親しみのある童謡からクラシック、歌謡曲など、20曲のメロディーが収録されていて、2つの大きさの違う太鼓を付属のパチを使ってたたいて、音あそびを楽しむことができる。また、太鼓のたたき方の説明があり、いろいろなたたき方を組み合わせながらたたいて、楽しむことが

できる。さらに、タイミングよくたたくことができると正解音が鳴るなど、進んで取り組むことができる内容となっている。

- ・調査項目「2」の(1)「学習意欲の喚起」については、詞が書いてあるところは、かわいらしいイラストが多数使われており、大変親しみやすい内容となっている。また、音量レベルが2段階で調整可能であり、実態に応じて活用することができる。
- ・調査項目「2」の(2)「自分で学習を進める」については、音を聞いて楽しむだけでなく、光が出ることで、視覚的にも楽しみながら学ぶことができる。また、太鼓は、児童がバチでたたく際に適した大きさであり、直接手でたたいても楽しむことができる。太鼓音の種類がランダムに設定されるため、繰り返し楽しむことができる。
- ・本書を通して、音楽科の「感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付ける」「音や音楽の楽しさを味わって聴く」といった目標に迫ることができる。このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「音楽科」の小学部1段階の目標の達成に適う図書とした。

○次に、2冊目は、「特別の教科 道徳」において使用できる、「ありがとまと」である。

- ・特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、「特別の教科 道徳」は、「小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。」とある。

1 児童又は生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。

2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

3 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に依りて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

- ・また、小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳における内容の中に、「B 主として人との関わりに関すること」として[親切、思いやり]

[第1学年及び第2学年] 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

とある。このことに迫るために、具体的でわかりやすい手立てが必要になる。

- ・本書について、調査項目「1」の(1)「系統性・発展性」、(2)「思考力・判断力・表現力等」について述べる。

- ・この図書は、ヒーローである「トマトマン」が、困っている様々な野菜を助けていく場面と、「ありがとう」「どういたしまして」のやりとりが繰り返される展開であり、見通しをもって読み進めることができる。また、困っている野菜をどのように助けるのか、教師とやりとりをし、想像力を働かせることができる内容となっている。さらに、自分たちの身近な生活ともつなげ、自分が困ったときや周りの友達が困っているときに、どうすればよいのかを考えるきっかけとなる図書である。

- ・調査項目「2」の(1)「学習意欲の喚起」については、身近な野菜を擬人化した登場人物で構成されており、親しみやすく、見立て遊び、劇遊びなどにより、教師とやりとりしながら楽しく学習することができる内容となっている。

- ・調査項目「2」の(2)「自分で学習を進める」については、0～2歳児を対象年齢としており、知的障がいのある児童にとっても、分かりやすい内容である。また、主人公のヒーローが、鮮やかな赤いトマトで描かれていたり、キーワードとなる言葉が大きく強調して記されていたり、視覚的に認識しやすい。

- ・本書を通して、本来の道徳科の[主として人との関わりに関すること]の「親切、思いやり」といった内容に具体的に迫ることができる。このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「特別の教科 道徳」の目標の達成に適う図書とした。

○他の10冊についても、本書と同様に調査研究をした。会場の中央部に展示したので、手に取って御覧いただきたい。

【審議】

会長：事務局の説明に対して、意見・質問をお願いしたい。

委員：「自分に負けない心をみがく！こども武士道」という本の内容を確認したが、取扱いに十分な配慮が必要だと感じた。例えば、池のワニが、溺れそうになっているネズミを助けに行くという場面があるが、自己犠牲がよいことだというように勘違いされてはいけない。また、喋っていることが全部正しいかというように尋ねる箇所があるが、そこで取り上げられているイラストに政治の立候補者が演説しているシーンがある。資料の内容としてはよいが、挿絵だけを見て誤解を与えることがないように、十分な配慮が必要だと感じた。

担当：一般図書（県）の資料には、全ての一般図書を掲載しているが、こちらの資料は、一般図書選定資料にも掲載されている。こちらの特徴等の箇所に、指導内容については注意するというようにコメントなど、内容の取扱い方については十分配慮して行うような一文を付け加えて進めたいと思うがどうか。

委員：それでよい。

委員：附則9条本は一般図書で、教科の主たる教材として使う教科書とは別に意図的に使用するものか、それとも、小中学校では教科書は1人1冊と決まっているため、教科書として使用するものか。また、どのように年間を通じて活用するのか。

担当：教科書については、教科につき1人1冊使用することとなっている。一般図書でこの本を採択する場合、この本が教科書として使用されることになる。検定本と一般図書を一緒に使用することはできない。知的障がいのある児童生徒については、実態に沿うように幅広い内容の教科書がある。発達連携がゆっくりである児童から発達連携の早い児童まで対応できるように段階が設けられている。それぞれの児童生徒の実態に応じて活用できる視点で各学校が図書を選び、使用することになる。

委員：いろいろな状況にある児童生徒を思い浮かべながら教科書が選ばれていることを現場にいる者が理解していかなければいけないということを改めて感じた。

委員：「たいこでポン」という本は、そのまま太鼓を叩くとポンとなるということで言葉を見ても非常にわかりやすい。「ありがとまと」については、内容は「ありがとう」と「どういたしまして」をかけて、子どもたちに対する教育として使いやすい本だと思うが、「ありがとまと」という言葉が、理解できるのかと感じる。「ありがとまと」が当たり前の言葉として子どもたちが捉えていくことがあるとするならば、「ありがとまと」という存在しない言葉を取り上げることは本当によいかと感じたがどうか。

担当：「ありがとまと」のネーミングについては、こちらも造語であると理解している。その意味を子どもたちに教えるということは想定しておらず、あくまでも中身は「ありがとう」と「どういたしまして」という内容を重視して、こちらの図書を選んでいる。タイトルの意味が誤って捉えられるかもしれないという視点をもって図書を選定していく際の視点としていきたい。

事務局：この図書は、国語の授業で扱うのではなく、道徳として扱う教科書として取り上げている。「親切心」など、心情の陶冶として扱うということで、授業の中ではこれを「ありがとう」というのだと学校の先生方は指導をすることを想定しているが、委員が心配されている点も十分にあり得るため、教育事務所の特別支援教育の指導主事が市町村教育委員会に解説する機会も設定できることも可能であり、そうした機会を通じて理解を広げていきたいと考えている。

会長：審議の中で、意見のあった点については、事務局にて補足等を行うこととし、提案のあったものを「附則9条本 一般図書選定資料」の調査研究結果資料とすることについて賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

委員：（全員挙手）

会長：附則第9条に規定する教科用図書について、承認された。

(2) その他の事項

○ 教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局より】

- ・ 教科書採択における県教育委員会の立場として、市町村教育委員会と連携して公正を確保する等、適正に実施されるよう指導・助言・援助に努めていく。
- ・ これまでの岐阜県の課題やその対応について、以下の4点を説明する。
- ・ 1点目は、県教育委員会が、採択権者である市町村教育委員会に対して、恣意的なコントロールがあるのではないかという疑念を持たれないようにする。そのため、客観的事実に基づく調査研究資料を作成・配布し、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言していく。
- ・ 2点目は、前例主義、横並び主義になっているのではないかという点（県内の7つの採択地区において、多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されているとの指摘）があることについては、各採択地区協議会及び調査研究委員会における活発な議論の促進や、教科書の法定展示会における意見書の集約と活用について、さらに指導・助言・援助をしていく。
- ・ 3点目は、静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進していく。
- ・ 4点目は、公正性・透明性が確保されるよう万全を期していく。
- ・ 同じく、公正性・透明性確保の観点から、先ほどお認めいただいた採択基準にも、「採択権者が積極的な公表に努める」旨を改めて示している。採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課せられることになっている。県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行っていく。

委員： 前例主義、横並び主義になっていないか、という意見がある。確かに、調査研究に要する時間が非常に膨大になっている。非常に丁寧に調査研究をしてもらっているという安心感はあるが、これを現場の教員が担っていることを考えると、昨今の働き方改革の中でなかなか難しい問題である。それぞれの地域の実態に即して、どう解決してくかは極めて大きな課題ではないかと思う。どのように改善が進められているのか。

担当： 県教育委員会としては、各市町村教育委員会に対する指導・助言、援助の中の1つとして、「スケジュール」について助言することができる。調査研究の締切日を延ばすことはできないが、十分な調査研究の時間を確保できるように、各採択地区にスケジュールに関わる助言をしていくことはできるので、今後検討していく。

委員： 自分も地区の採択委員をやっていた時に、前年度と同じものがどうしても使いやすいという思考に入りそうになった。採択基準にも書いてあるように、児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであるという本質に立ち返らなければいけないということを感じた。

○ 教科書センターについて

- ・ 県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、43か所となる。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある状況。法定展示の期間については、6月10日（金）からの14日間を予定しているが、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めている。岐阜県図書館など土日・祝日にも閲覧していただける会場もある。

7 閉会

○ 県教育委員会学校支援課教育主管挨拶

- ・ 皆様からいただいたご意見を参考にさせていただき、各採択地区における教科書採択について、県教育委員会としての適切な指導、助言及び援助を行っていきたい。
- ・ 本日御審議いただいた、「採択基準（案）」については、次の定例教育委員会にて答申し、「一般図書選定資料」については、今月中に、県内の各市町村教育委員会等に送付する予定である。
- ・ 8月31日までは会議の内容等は非公開であることに留意いただきたい。